ACSES ニュースレター_２４１０号（2022 年 11 月 14 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「機械から火が出て建物に」製茶工場で火事　周辺住民も避難しケガ人なし　静岡・島田市〈放送報道〉
◇鋳物工場で火災・出火当時は無人　けが人なし　山形市〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(AC アダプター(インターホン用)、電気炊飯器、エアコン)〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・核ごみ、地下４５０メートルに　岩盤に密閉、３年後稼働―世界初の最終処分場・フィンランド〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 健康安全
◇メンタルヘルス対策で世界企業格付け　日本の識者が驚く英国発の試み〈新聞報道〉
[4] 廃棄物関係
◇G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく、第４次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書の公表について〈環境省〉
[5] 温暖化対策関係
◇１．５℃の約束　気候危機　私たちにできること〈新聞報道〉
◇温暖化「損失と被害」、だれに責任？　COP27、開幕遅らせた対立〈新聞報道〉
[6] その他省庁発表
◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 345 号）〈官報〉
◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 346 号）〈官報〉
◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（文部科学省令第 37 号）〈官報〉
◇令和４年度文部科学省第２次補正予算（案）について〈文部科学省〉
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　２件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇その他：４件

猪独活（シシウド）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「機械から火が出て建物に」製茶工場で火事　周辺住民も避難しケガ人なし　静岡・島田市

＜テレビ静岡　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.sut-tv.com/news/indiv/19013/

静岡県島田市の製茶工場で 11 日 火事がありました。従業員や周辺住民は避難してケガ人はいませんでした。 11 日午後 0 時 45 分頃、島田市御請にある製茶工場で、従業員から「お茶をつくる機械から火が出て建物に燃え移った」と消防に通報がありました。 警察によりますと工場の人や周辺住民は避難して無事で、ケガ人はいませんでした。 火は約 3 時間後に消し止められ、警察と消防は出火場所や原因を詳しく調べる方針です。

◇鋳物工場で火災・出火当時は無人　けが人なし　山形市

＜さくらんぼテレビ　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/443529

10 日午後 10 時前、山形市鋳物町の鋳物工場で、建物内の一部が燃える火事があった。この火事によるけが人はいなかった。

火事があったのは、山形市鋳物町の渡辺鋳造所。10 日、午後 9 時 50 分ごろ、巡回していた警備員が、ネジの加工や部品の組み立てに使う台のあたりから火が出ているのに気づき、消防に通報した。この火事で、鉄筋平屋立ての工場の一部が燃えたが、当時、建物の中には誰もおらず、けが人はいなかった。

警察と消防が、11 日午前 9 時半から実況見分を行い、詳しい出火原因を調べている。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(AC アダプター(インターホン用)、電気炊飯器、エアコン)

＜消費者庁　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030962/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221111_01.pdf

特記事項

- アイホン株式会社が製造した AC アダプター(インターホン用)のリコール(無償点検・製品交換)
- ハイアールジャパンセールス株式会社が輸入した電気炊飯器のリコール(回収・交換)
- ダイキン工業株式会社が製造したエアコンのリコール(無償点検・修理)

１．ガス機器・石油機器に関する事故　：３件
　（うち石油ストーブ（密閉式）１件、
　屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）１件、石油給湯機１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件
　（うちＩＨ調理器１件、ＡＣアダプター（インターホン用）１件、
　リチウム電池内蔵充電器２件、折りたたみ自転車１件、こたつヒーター１件、マットレス１件、
　電気ストーブ（オイルヒーター）１件、電気炊飯器１件、エアコン１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：14 件
　（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）３件、電気炊飯器１件、
　消毒液噴霧器（検温器一体型）１件、椅子１件、ジュースミキサー１件、携帯ゲーム機１件、
　電気カーペット１件、リチウムイオン電池１件、リチウム電池内蔵充電器１件、
　携帯電話機（スマートフォン）１件、野球審判用プロテクター１件、電気こんろ１件）

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・核ごみ、地下４５０メートルに　岩盤に密閉、３年後稼働―世界初の最終処分場・フィンランド

＜時事ドットコム　2022 年 11 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111200305&g=int

【オルキルオト島（フィンランド）時事】原子力発電所から出る使用済み核燃料の処理に各国が頭を悩ませる中、フィンランドは世界初の最終処分場建設を進めている。地中深くに放射性廃棄物を埋める「地層処分」と呼ばれ

る方式で、３年後の稼働を目指す。南西部オルキルオト島の地下４００～４５０メートルに造られた最終処分場が、時事通信など一部メディアに公開された。

◇１００万年先も安全

らせんを描きながら薄暗い坑道を下りていく。道幅は車２台がぎりぎり擦れ違える程度。天井や壁には掘削された岩肌の凹凸がそのまま残る。

核廃棄物の最終処分場「オンカロ」は、フィンランド語で「洞窟」を意味する。使用済み核燃料は約４０年間、原発敷地内の貯蔵プールで保管。鉄と銅の容器（キャニスター）で二重に密封した後、オンカロ最深部の縦穴に配置する。

水の浸入を防ぐため、縦穴と容器の隙間はベントナイトと呼ばれる粘土で埋める。すべての縦穴が埋まると、トンネルそのものを粘土とコンクリートで密閉。処分場管理会社ポシバの関係者は「この岩盤は２０億年近く安定しており、氷河期など地上の環境変化にも影響されない。１００万年先も安全だ」と語る。

◇透明性を徹底

約５キロ続く坂道を下り、オンカロの最深部に到着した。空気は乾燥し、人や重機が舞い上げた砂ぼこりの臭いが鼻を突く。アリの巣のように張り巡らされたトンネルには、核燃料を埋設する縦穴が数メートル間隔で掘られる。最終的にトンネル数は１００本以上、総延長は５０キロになる見通しだ。

２０２５年ごろに稼働し、約１００年かけて使用済み燃料６５００トンを埋設する。同関係者は「すべてのトンネルや道を埋め戻した後は、地上施設を取り壊し、生物圏から隔絶する」と説明する。

スウェーデンは今年１月、フィンランドに続き、最終処分場の建設計画を承認した。だが、日本を含む各国では処分場の建設地選定が難航。フィンランドが他国に先駆けた背景には、伝統的に政府や公共機関に信頼を寄せる国民性もあったとされる。「徹底した情報開示で透明性を確保し、地元住民と協議を重ねた」とポシバ社の広報責任者パシ・トゥオヒマ氏。オンカロの見学希望者は、可能な限り受け入れたという。

オルキルオト島では原子炉２基が稼働し、近く３基目も運転を開始する予定だ。原発とオンカロで２０年以上働く地元住民のヤン・ライホネンさん（５２）は「多くの住民は原発の安全性を信頼しており、最終処分場もさほど抵抗なく受け入れた」と話している。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年11月13日版）

＜厚生労働省　2022年11月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29169.html

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29170.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zYAuRJs1J7ylX1BY

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2022年11月11日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・COCOAダウンロード数・陽性登録件数について更新しました。

＜厚生労働省　2022年11月11日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2022年11月11日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン接種後健康状況調査（オンライン）の中間報告を更新しました。

＜厚生労働省　2022年11月11日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html

・新型コロナワクチンの追加接種（３回目接種）後の健康状況調査

＜厚生労働省　2022年11月11日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_booster.html

・新型コロナワクチンの初回接種後の健康状況調査

＜厚生労働省　2022年11月11日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html

・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について

＜厚生労働省　2022年11月11日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html

・オミクロン株「BA.1」対応ワクチン 副反応の分析結果を初公表

＜NHK　2022 年 11 月 11 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221111/k10013887881000.html

新型コロナウイルスのオミクロン株のうち「BA.1」に対応するワクチンの副反応についての分析結果を厚生労働省の研究班が初めて公表しました。

副反応が出るのは接種の翌日がピークで、研究班は「従来のワクチンの 3 回目接種の副反応と大きな違いは無いとみられる」としています。

厚生労働省の研究班はことし 9 月から接種が始まったファイザーとモデルナの「BA.1」対応ワクチンについて、接種してから 1 週間までの副反応を分析し、11 日に開かれた専門家部会で公表しました。

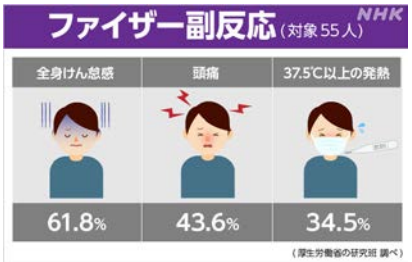

それによりますと、ファイザーのワクチンを接種した 55 人の副反応が起きた割合は、接種の翌日では、

▽全身のけん怠感が 61.8%、

▽頭痛が 43.6%

▽37 度 5 分以上の発熱が 34.5%でした。

また、モデルナのワクチンを接種した 23 人では、
▽全身のけん怠感は 73.9%、
▽頭痛は 52.2%、
▽37 度 5 分以上の発熱が 43.5%でした。
副反応が出たのは接種の翌日がピークで、2、3 日後にはほぼおさまったということです。
研究班の代表で、順天堂大学医学部の伊藤澄信特任教授は「調査の母数がまだ少ないものの、従来のワクチンの 3 回目接種の副反応と大きな違いは無いとみられる」としています。
「BA.5」対応のファイザーのワクチン 接種した 2 人が死亡
厚生労働省は、11 日に開かれた専門家部会で「BA.5」対応のファイザーのワクチンを接種した 2 人の女性が死亡したと、医療機関から報告を受けたことを明らかにしました。
このうち 87 歳の女性は、脳梗塞の後遺症などの基礎疾患があり、今月 1 日に接種し、3 日後に亡くなったということです。
死因は不明で、接種と死亡との因果関係は現時点で評価できないとしています。
また、42 歳の女性は今月 5 日に集団接種会場で接種した直後に容体が急変し、搬送先の病院で亡くなったということです。
今後、情報収集を行い、専門家による評価を行うとしています。
厚生労働省によりますと、オミクロン株の「BA.5」に対応したワクチンの接種は先月から始まり、今月 8 日までで全国で 286 万人余りと推計され、接種後に死亡した事例について国が公表したのは初めてです。

・接触確認アプリ（COCOA）の機能を停止します
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7aAOZLsVB5yFYvBY

・接触確認アプリ「COCOA」17 日から停止 “利用者は機能削除を”
＜NHK 2022 年 11 月 11 日＞ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221111/k10013888261000.html
機能の停止が決まっていた新型コロナウイルスの接触確認アプリ「COCOA」について、デジタル庁は、今月 17 日以降、利用者に対してアプリの機能の削除を求めることになりました。
国が運用する「COCOA」は、新型コロナウイルスに感染した人と濃厚接触をした可能性がある場合に通知されるアプリで、ことし 9 月から感染者の全数把握が簡略化されたことから機能を停止することが決まっています。
デジタル庁は今月 17 日から順次、機能を停止することになり、利用者に対して、アプリとサーバーがデータのやり取りをする機能の削除を求めることになりました。利用者は最新版のアプリにアップデートし、機能の削除の操作を行う必要があるということです。
そのうえで、利用者の同意を得て、感染者と接触した過去のデータなどを収集し、今後の感染症対策に活用するとしています。
また、利用者を対象にしたアンケート調査も行い、COCOA についての検証結果を年内にもまとめる方針です。
河野大臣は 11 日の閣議のあとの会見で「これまでご利用いただいたことに感謝申し上げると同時に、次のパンデミックを見据え、必要な情報の提供にご協力いただきたい」と述べました。
****
[3] ***健康安全***
◇メンタルヘルス対策で世界企業格付け 日本の識者が驚く英国発の試み
＜朝日新聞 2022年11月12日＞ https://www.asahi.com/articles/ASQCC6H4RQCBOXIE028.html
国内で働く半数を超す人が今、強い悩み、ストレスを抱えているとされる。社員のメンタルヘルス（心の健康）を保つ重要度は増しており、取り組みに関する世界主要企業のランキングが今秋、英国で発表された。関わった東京都内の研究者に聞くと、その評価指標に「衝撃を受けた」と明かした。
職場でストレス感じていますか？ 仕事の問題で心の健康を害しそうなこと、ありますか？ 企業が取り組むべきメンタルヘルス対策については、いま、一見関係ないようなことも必要だという研究成果が報告されているそうです。英国で発表された企業ランキングの一部も紹介しています。

英国の投資運用機関「CCLA」が、「世界メンタルヘルスデー」の10月10日に世界のトップ企業100社を評価し、発表した。スコアが「81%以上」という最も高いグループは英大手銀行HSBCだけで、その次の「61～80%」が英製薬大手アストラゼネカなど3社。3番目の「41～60%」には米IT企業Adobeや米製薬大手ジョンソン・エンド・ジョンソンなどが入った。日本企業ではトヨタ自動車とソニーの2社が対象で、いずれも下から2番目の「21～40%」のグループだった。

この評価システムの作成に、産業医でもある昭和女子大（東京都世田谷区）の海原純子客員教授が関わった。評価の指標は主に27項目。海原さんは「日本の感覚とはだいぶ異なる。私も最初は『どうしてこんなことを評価するのだろう』と戸惑った」と明かした。

日本でメンタルヘルス対策と…

****

[4] ***廃棄物関係***

◇G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく、第４次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書の公表について

＜環境省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00799.html

「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された国・機関 等の海洋プラスチックごみ対策を、日本支援の下、インドネシア主導で「第 ４次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。

第４次報告書では、36 か国と８の国際機関・NGO の優良事例や課題が共 有されました。

背景

2019 年６月の G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる 追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」 が共有されました。その実現に向け、同月の「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転 換と地球環境に関する関係閣僚会合」において、各国が対策について情報共有を行い、相 互学習によって効果的な対策を促すため、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が 採択されました。

2019 年 10 月の「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合」にあわ せて取りまとめられた「G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」、2020 年９月の G20 環 境大臣会合にあわせて取りまとめられた「第２次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」、2021 年７月に開催された G20 環境大臣会議にあわせて取りまとめられた「第３次 G20 海 洋プラスチックごみ対策報告書」に引き続き、本年８月に開催された G20 環境大臣会議 にあわせて、今年の議長国インドネシアのイニシアティブの下、日本国環境省が支援し、 「第４次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。

主な内容

第４次報告書に情報提供を行った国と国際機関・NGO は以下のとおりです。

G20：日本、EU、アメリカ、英国、イタリア、インドネシア、オーストラリア、カナ ダ、韓国、サウジアラビア、中国、ドイツ、トルコ、フランス、ブラジル、メキ シコ（16 か国）

G20 以外：アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、オマーン、オランダ、コ スタリカ、コロンビア、サモア、シンガポール、スペイン、スリランカ、 セネガル、タイ、チリ、ネパール、ノルウェー、フィジー、ペルー、マー シャル諸島、フィリピン、ミャンマー（20 か国）

国際機関・NGO：アジア開発銀行（ADB）、東アジア・アセアン経済研究センター （ERIA）、エレン・マッカーサー財団、国際原子力機関（IAEA）、国 連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連工業開発機関 （UNIDO）、世界経済フォーラム・グローバルプラスチックアクション パートナーシップ(WEF GPAP)

本報告書においては、海洋プラスチックごみに関する国別行動計画の策定や法規制の 整備が各国で進んでいることが確認されたほか、直面する課題として、リサイクルシス テムの改善、適切な廃棄物処理、データ収集、普及啓発、廃棄物処理や技術革新への経 済的インセンティブの欠如、新型コロナウィルスの感染拡大による事業の遅延などが挙 げられました。

報告書の詳細については、別添資料又は G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組ポー タルサイト（https://g20mpl.org/）を御参照ください。

添付資料

４th G20 Report on Actions against Marine Plastic Litter （English）
https://www.env.go.jp/content/000086479.pdf
第４次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書の概要（日本語）
https://www.env.go.jp/content/000086480.pdf
****

[5] ***温暖化対策関係***

◇１．５℃の約束　気候危機　私たちにできること

＜朝日新聞　2022 年 11 月 11 日＞

地球温暖化の影響を身近に感じたり、ニュースに接したりする機会が増えてきました。世界は、産業革命前からの気温上昇を 1.5 度に抑えようとしていますが、残された時間は多くありません。気候危機を抑えるために、私たちはどんなことができるのでしょうか。

ＣＯ2　１人７トン→３トンに減らす必要

世界が１・５度目標を目指すのは、温暖化の影響が気温が上がるほど深刻になるからだ。

国立環境研究所や地球環境戦略研究機関（ＩＧＥＳ）などの研究によれば、日本では、2015 年時点で「年間平均で１人あたり約７トン」の温室効果ガスを排出している。メタンなどの温室効果ガスも全て、二酸化炭素（ＣＯ2）の重さに換算した量だ。

これに対して、気温上昇を１・５度に抑えるために、世界中の人が 30 年時点で排出できるのは１人あたり「約３トン」だという。さらに、50 年時点では１トンまで減らすことが必要となる。

実際の排出量は暮らし方や、暖房の必要性、交通手段など、住んでいる地域による差も大きい。

15 年のデータに基づいた県庁所在地や政令指定市別の分析では、最多の水戸市は約８トン。最少の那覇市は約６トンだった。

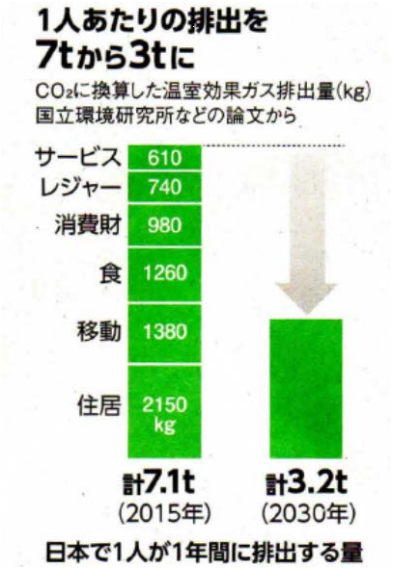

自分の輩出量　アプリで計算

では自分は、どれくらいのＣＯ2 を出しているのか。国環研などが８月に公開したウエブアプリ「じぶんごとプラネット」を使えば手軽に計算できる。

肉や魚介類を食べる頻度、日常や旅行時の交通手段、電力とガスの使用量などを入力するだけだ。

記者（37）も試すと、平均並みの７トンだった。項目ごとに他の人と比較もできる。記者は、大阪市内に住み、自家用車を持っていないので、移動分野の排出は少なかったが、消費分野は平均以上だった。

「１・５度の約束」を守るには排出をあと８年で半分以下にするのが目安となる。

どんな行動が効果的か？

自宅に太陽光パネル「－１・３トン」電気自動車「－０・２トン」

どんな行動ができ、どんな対策が効果的だろう。

「個人ができること」をイラストつきでまとめた「気候変動アクションガイド」が昨年、公開され、ＳＮＳで

広がった。

手がけたのは、気候変動対策や防災の情報提供に取り組む団体「ＦＵＫＫＯ ＤＥＳＩＧＮ（ふっこう　デザイン）」。国環研のデータを元に、気象庁気象研究所の科学者らも協力した。

特徴はどんな行動をとれば、どれだけ個人の排出を減らせるのか、１年間対策を続けた時に減らせるＣＯ2 換算の量を紹介していることだ。

例えば、太陽光などで発電し、断熱性も高めて、消費するエネルギーを実質ゼロにした住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス＝ＺＥＨ）にできれば、１・８トンの大幅な削減が期待できる。

他にも、自宅に太陽光パネルを設置すれば１・３トン減。電力会社から買う電気を、風力などの再生エネルギー由来に切り替える対策で１・２トン減らせる。

マイカーを、ガソリン車から電気自動車に切り替えれば約０・２トン減。通勤をやめてテレワークに切り替えれば０・３トン減らせる。自宅の電球をＬＥＤ照明に切り替えた場合は約０・１トンとなる。

とはいえ、中には初期費用がかかるなどハードルが高そうな項目もある。ガイドづくりに協力した東京大教授の江守正多さん（気候科学）は「明日からすぐに全員がやらなければいけないこと、ではありません。家を建てたり、車を買い替えたりする予定がある人はぜひ参考にしてほしい」とアドバイスする。

普段の買い物で手にとる商品やサービスが、ＣＯ2 削減にどれくらい取り組んでいるのか。「見える化」する取組みもある。今年登場した「デカボスコア」は、ＣＯ2 を減らした量を商品に示すマークで、decarbonization（脱炭素化）から名付けられた。

プロジェクトマネージャーの関根澄人さんは「普段の買い物を楽しみながら、『●●％オフ』といった形で貢献度もわかる。脱炭素のために何をしたらいいか、わからない多くの人も、自然と参加できる仕組みを広げたい」と話す。

エネ導入　学生が連携、提案

とはいえ、個人にできる削減の効果には限りがある。一部の「意識の高い」人たちにだけしか広がらなければ、気候危機は抑えられない。意識しなくても排出が少ない行動を取れるように社会が変わっていく必要がある。こうした「システムチェンジ」を促すことも、必要だ。

気候変動アクションガイドでは。署名活動のほか、国や自治体の政策への意見公募（パブリックコメント）に参加したり、地元の政治家に、気候変動対策への考えを聞いたりする方法を紹介している。職場や学校でもいい。

若い世代からこうした行動は広がっている。

学校に再生可能エネルギーを導入するよう求める「学校再エネ化プロジェクト」は、全国の大学生ら 30 人以上が連携して活動している。

京都女子大（京都市）の学生たちは、校舎などに太陽光パネルを設置すれば、大学の年間の電力使用量の 15％をまかなえると試算。電力が欲しい業者に屋根を貸す「ＰＰＡ」（電力販売契約）という手法を使えば、初期費用

を超えられる、と提案する。

３年生の尾上幸さん（21）は「費用や契約など難しい課題がたくさんありますが、大学側に取り組んでもらいやすい方法を私たち自身でも考えたい」

都留文科大（山梨県都留市）のサークル「しぇあはぴ」の学生も今年７月、学長に直接、電力を再エネに転換することを提案した。

学生の支援にあたる同大の高橋洋教授は「温暖化対策に関心が高い受験生に選ばれやすくなり、大学側にとってもメリットになる。学生の活動が広がり、大学の脱炭素化が進むきっかけになれば」と期待をこめる。

ＳＮＳ　政策動かす

市民の動きが政策を動かした例もある。

今年の通常国会では、住宅やビルの断熱性能などを定める「建築物省エネ法」の改正法案が準備されていたが、一時、法案提出が見送られそうになった。

これに対し、「気候危機の対策には数カ月の遅れもゆるされない」とＳＮＳなどで市民から次々に声が上がった。オンライン署名サイトでは、１万５千人以上の賛同が集まった。政府は一転、法案を提出し、６月に成立した。

提出を呼びかけた「ゼロエミッションを呼びかける会」事務局を務めるグリーン・ピース・ジャパンの鈴木かずえさんは、「対策の重要性に気付いた多くの人が声をあげてくれた。気候危機を前に何かしたい、と思う人はふえたけれど、何をしていいかわからないという声も多い。つながる場を提供できれば」と話す。

◇温暖化「損失と被害」、だれに責任？　COP27、開幕遅らせた対立

＜朝日新聞　2022年11月12日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCD6336QCBULBH008.html

温暖化によって家やふるさと、そして命まで失われてしまったとしたら、だれがその責任を負い、再出発を助けるのか。エジプトで開かれている国連の気候変動会議（COP27）で、主な議題になっているのが、温暖化の影響ですでに起きている「損失と被害」の救済策だ。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2月の報告書で、人間の活動による温暖化が「すでに広い範囲で損失と被害を引き起こしている」と指摘している。

世界の温室効果ガス排出の8割は主要20カ国・地域（G20）からだ。これまでの累積排出量の上位10カ国も、日本を含むほとんどが先進国。一方で、世界気象機関（WMO）によると、1970～2019年に洪水などの気候災害で亡くなった人の9割は途上国に偏る。こうした国は、被害から立ち直る前に次の災害が起き、債務だけが膨らむ悪循環に陥りやすい。さらに、被害を避けて移住したり難民になったりして、地域が不安定になり、紛争につながるという指摘もある。

損失と被害への支援は30年以上前から訴えられてきた。海面上昇で大きな影響を受ける島国が、被害にお金を出す保険の仕組みを求めたのが最初だ。だが議論は進まなかった。米国などを中心に、先進国が強く反対してきたからだ。

今回のCOP27の開幕式が遅れたのも「損失と被害」の扱いをめぐった対立でした。各国はどのような主張をしているのでしょうか。後半で解説します。

損失と被害が法的責任に結び…

****

[6] ***その他省庁発表***

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 345 号）（文部科学省）

［官報］　令和４年 11 月 11 日　号外　第 240 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221111/20221111g00240/20221111g002400004f.html

あらまし

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五一号）の施行期日は、令和四年一一月一五日とすることとした。

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に

関する政令（政令第 346 号）（文部科学省）

［官報］ 令和 4 年 11 月 11 日 号外 第 240 号 4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221111/20221111g00240/20221111g002400004f.html

あらまし

一 地方税法施行令の一部改正関係

地方税法施行令 （昭和二五年政令第二四五号）について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三七条の四及び第五二条の一〇の五関係）

二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正関係

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二〇年政令第三一四号）について、 所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

三 文部科学省組織令の一部改正関係

1 研究振興局及び同局大学研究基盤整備課の所掌事務に、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成一四年法律第一五八号）第二三条第二項に規定する業務に関すること及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五一号）の施行に関することを加えることとした。（第八条及び第六三条関係）

2 科学技術・学術政策局及び同局産業連携・地域振興課の所掌事務から、１の事務の追加により研究振興局の所掌事務となるものを除くこととした。（第七条及び第五九条関係）

四 科学技術・学術審議会令の一部改正関係

1 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の外国人である委員等は、学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する者のうちから、文部科学大臣が任命することとした。（第二条関係）

2 会長、分科会長及び部会長並びにそれらの職務を代理する者は、外国人である委員を除いた委員のうちから選挙することとした。（第四条～第六条関係）

3 審議会が会議を開き、議決する場合の要件として、外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないことを加えることとした。（第八条関係）

五 施行期日

この政令は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行の日（令和四年一一月一五日）から施行することとした。

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（文部科学省令第 37 号）

［官報］ 令和 4 年 11 月 11 日 号外 第 240 号 23～28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221111/20221111g00240/20221111g002400023f.html

〇文部科学省令第 37 号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに同法第四条第二項及び同項第三号、第三項各号並びに第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第二項第二号ハ及び第四号、第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第六項、第八条第一項並びに第九条の規定に基づき、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和 4 年 11 月 11 日 文部科学大臣 永岡 桂子

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則

（国際卓越研究大学の認定の申請）

第一条 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の規定により同条第一項の認定（以下「認定」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。２ 法第四条第二項第三号の文部科学省令で

定める事項は、認定を受けようとする大学の設置者を代表し、その業務を総理する者（次条第五項第一号及び別記様式第一号において「法人代表者」という。）の氏名とする。

（国際卓越研究大学の認定の基準）

第二条　法第四条第三項第一号の文部科学省令で定める実績は、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（以下この項において単に「論文」という。）であって、その著者が当該論文の公表（論文が掲載された学術雑誌が出版されること又はインターネット上で公開されることをいう。以下この項において同じ。）の時において申請大学（法第四条第一項の申請に係る大学をいう。以下同じ。）に属する研究者等（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第四項に規定する研究者等をいう。第三項第一号において同じ。）であり、かつ、その公表が認定を申請した日の属する年の前年又は前々年から起算して過去五年間に行われたもの（以下この項において「申請大学論文」という。）について、次の各号のいずれかに該当していることとする。

一　申請大学論文のうち上位十パーセント論文（認定を申請した日の属する年の前年又は前々年の末日において、他の論文により引用された数が、同一の年に公表された同一の研究分野の論文の上位百分の十の範囲に属する論文をいう。以下この号及び次号において同じ。）であるものの数がおおむね千本以上であり、かつ、申請大学論文の総数に占める上位十パーセント論文の数の割合がおおむね百分の十以上であること。

二　申請大学論文のうち上位十パーセント論文であるものの数を、認定を申請した日の属する年の前年又は前々年の五月一日において当該申請大学に属する教員の数（次項第二号において「申請大学教員数」という。）で除した数が、おおむね〇・六以上であること。

２　法第四条第三項第二号の文部科学省令で定める実績は、申請大学に係る共同研究等民間負担経費合計額（民間事業者との連携により行う共同研究及び受託事業（大学が民間事業者からの委託により研究開発その他の事業を行い、その経費を民間事業者が負担するものをいう。）について、認定を申請した日の属する年度の前年度又は前々年度から起算して過去五年度間に民間事業者が負担した経費の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当していることとする。

一　共同研究等民間負担経費合計額を五で除した額が、おおむね十億円以上であること。

二　共同研究等民間負担経費合計額を五で除した額を申請大学教員数で除した額が、おおむね百万円以上であること。

３　法第四条第三項第三号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の研究の体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一　若年者、女性及び外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次号において同じ。）である研究者等並びに研究事務者（研究又は研究成果の活用に関する業務の事務を行う者をいう。第五条第一項第三号において同じ。）の適切な処遇の確保が図られていること。

二　外国法人又は外国人に対する技術の提供等の状況の把握その他の研究開発等（研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。第五条第一項第二号において同じ。）を公正かつ適切に実施できる体制を有していること。

４　法第四条第三項第四号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学において、国、地方公共団体及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人との連携協力により研究成果の経済社会における活用を促進するために必要な体制が確保されており、かつ、当該申請大学の研究成果を活用した新たな事業の創出を支援する体制が適切に整備されていると認められることとする。

５　法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一　大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者の参画する合議制の機関が設置され、当該合議制の機関

が法人代表者の選任及び解任その他の当該申請大学の運営に関する重要事項を議決する権限を有すること。
二　当該申請大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制を有すること。

６　法第四条第三項第六号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の業務執行について、当該申請大学における教育研究に関する業務を掌理する役割及び当該申請大学の財務その他の管理運営の業務を掌理する役割が適切に分担されていることを前提とし、これらの役割を担う者の有機的な連携の下で効率的な業務執行が行われる体制が適切に確保されていることとする。

７　法第四条第三項第七号の文部科学省令で定める財政基盤は、申請大学に係る各年度の収入（当該申請大学の附属病院における医療に係る収入は除く。以下この項において「各年度収入」という。）から授業料収入、入学金収入その他の納付金収入及び基盤的運営経費支援収入（国又は地方公共団体からの運営費交付金、私立大学等経常費補助金その他の運営に係る基盤的な経費に対する支援に係る収入をいう。）の合計額を除いた額の各年度収入に占める割合について、認定を申請した日の属する年度の前年度又は前々年度から起算して過去五年度間における当該割合の合計を五で除した数が、おおむね百分の二十以上であることとする。

（国際卓越研究大学の公表）

第三条　法第四条第五項の規定により認定をしたときに公表しなければならないこととされる文部科学省令で定める事項は、当該認定をした年月日及び当該認定を受けた大学の設置者の名称とする。

２　前項の規定は、法第四条第七項の規定により準用する同条第六項の規定による国際卓越研究大学の認定の取消しがあった場合について準用する。この場合において、「認定」とあるのは「認定の取消し」と読み替えるものとする。

（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可の申請）

第四条　法第五条第一項の規定により同項の認可の申請をしようとする者は、別記様式第二号による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の記載事項）

第五条　法第五条第二項第二号ハの文部科学省令で定める人材は、次に掲げる者とする。

一研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）
二研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者
三前二号に掲げる者のほか、大学の運営に必要な資金の確保に関する業務に従事する者及び研究事務者

２　法第五条第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間
二　国際卓越研究大学研究等体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項
三　前二号に掲げるもののほか、研究及び研究成果の活用のための体制の強化に当たり留意する事項

（認可計画の公表）

第六条　文部科学大臣は、法第五条第一項の認可（同条第六項の規定による変更の認可を含む。）をしたときは、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、当該認可をした年月日、当該認可に係る国際卓越研究大学の名称、当該認可を受けた国際卓越研究大学の設置者の名称及び認可計画の概要をインターネットその他の方法により公表しなければならない。

（認可計画の変更の認可の申請）

第七条法第五条第六項の規定により国際卓越研究大学研究等体制強化計画の変更の認可を受けようとする認可設置者は、別記様式第三号による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（実施方針の認可の申請）

第八条　機構は、法第八条第一項前段の規定により実施方針の認可を受けようとするときは、実施方針を記載した申請書を、文部科学大臣に提出しなければならない。

２　機構は、法第八条第一項後段の規定により実施方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、文部科学大臣に提出しなければならない。

３　機構は、実施方針において、次に掲げる事項を定めるものとする。一国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件二国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務に関連する業務との調整に関する事項

三前二号に掲げるもののほか、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項

（定期報告）

第九条　法第九条の規定により報告を行う認可設置者は、別記様式第四号による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

２　前項の報告は、認可設置者が当該認可を受けた日の属する年度の末日から起算して一年を経過するごとに、その一年の期間ごとに一回行わなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和四年十一月十五日）から施行する。

（合議制の機関の設置に関する認定の申請時における特例）

第二条　認定の申請をしようとする者は、認定の申請の際に第二条第五項第一号の合議制の機関を設置することができない特別の事情がある場合には、同号に該当していることを証する書類に代えて、当該合議制の機関を認定までに設置する意向を有することを示す書類を文部科学大臣に提出することができる。この場合において、当該特別の事情がなくなったときは、すみやかに当該合議制の機関を設置したことを証する書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

（国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第二十三条第一項第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第二十三条第一項第二号に規定する企業化開発に関する事項 三　機構法第二十三条第一項第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項 四　機構法第二十三条第一項第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項 五　機構法第二十三条第一項第五号に規定する国立大学寄託金の運用に関する事項 六　機構法第二十三条第六号に規定する大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成に関する事項 七　機構法第二十三条第一項第七号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項 八　機構法第二十三条第一項第八号に規定する研究	（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　機構法第二十三条第一号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項 二　機構法第二十三条第二号に規定する企業化開発に関する事項 三　機構法第二十三条第三号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項 四　機構法第二十三条第四号に規定する企業化開発のあっせんに関する事項 五　機構法第二十三条第五号に規定する国立大学寄託金の運用に関する事項 六　機構法第二十三条第六号に規定する大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成に関する事項 七　機構法第二十三条第七号に規定する科学技術情報の収集、整理、保管、提供及び閲覧に関する事項 八　機構法第二十三条第八号に規定する研究者の交

者の交流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項 九　機構法第二十三条第一項第九号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項 十　機構法第二十三条第一項第十号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項 十一　機構法第二十三条第一項第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 十二　機構法第二十三条第一項第十二号に規定する附帯業務に関する事項 十三　機構法第二十三条第二項に規定する業務に関する事項 十四～十六　［略］ （助成勘定に係る会計処理の特例） **第十五条**　文部科学大臣が機構法第二十三条第一項第六号及び同条第二項の規定による大学に対する助成（以下この条において「大学助成」という。）に充てる金額を定めた場合には、助成勘定における通則法第四十四条第三項の規定により主務大臣の承認を受けた金額又は機構法第三十二条第三項に規定する文部科学大臣の承認を受けた金額（以下この項及び次項において「目的積立金」という。）から大学助成に充てる金額（目的積立金が大学助成に充てる金額に満たない場合は目的積立金の全額）を貸借対照表の負債の部に振り替えるものとする。 ２～５　［略］	流の促進及び研究開発を共同して行うことについてのあっせんに関する事項 九　機構法第二十三条第九号に規定する人的及び技術的援助並びに資材及び設備の提供に関する事項 十　機構法第二十三条第十号に規定する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関する事項 十一　機構法第二十三条第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 十二　機構法第二十三条第十二号に規定する附帯業務に関する事項 ［号を加える。］ 十三～十五　［同上］ （助成勘定に係る会計処理の特例） **第十五条**　文部科学大臣が機構法第二十三条第六号の規定による大学に対する助成（以下この条において「大学助成」という。）に充てる金額を定めた場合には、助成勘定における通則法第四十四条第三項の規定により主務大臣の承認を受けた金額又は機構法第三十二条第三項に規定する文部科学大臣の承認を受けた金額（以下この項及び次項において「目的積立金」という。）から大学助成に充てる金額（目的積立金が大学助成に充てる金額に満たない場合は目的積立金の全額）を貸借対照表の負債の部に振り替えるものとする。 ２～５　［略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（文部科学省組織規則の一部改正）

第四条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官） **第五十七条**　［略］ ２　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項	（大学研究力強化室及び資金運用企画室並びに連携推進専門官） **第五十七条**　［同上］ ２　大学研究力強化室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること（資金運用

に規定する業務に関すること（資金運用企画室の所掌に属するものを除く。）。 三　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に関すること。 ３ 大学研究力強化室に、室長を置く。 ４　資金運用企画室は、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同法第二十七条第二項に規定する助成資金運用の業務に関する事務をつかさどる。 ５・６　［略］	企画室の所掌に属するものを除く。）。 ［号を加える。］ ３　大学研究力強化室に、室長一人を置く。 ４　資金運用企画室は、国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同法第二十七条第二項に規定する助成資金運用の業務に関する事務をつかさどる。 ５・６　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

―以下の様式：省略―

別記様式第１号（第１条第１項関係）　　国際卓越研究大学に関る認定申請書
別記様式第２号（第４条関係）　　国際卓越研究大学研究等体制強化計画に係る認可申請書
別記様式第３号（第７条関係）　　国際卓越研究大学研究等体制強化計画の変更に係る認可申請書
別記様式第４号（第９条関係）　　国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況に係る定期報告書

◇令和４年度文部科学省第２次補正予算（案）について

＜文部科学省　2022 年 11 月 8 日＞　https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/platform/mext_02062.html

令和４年度文部科学省第２次補正予算（案）が閣議決定されました。

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」の概要資料は以下のとおりです。

概要資料について、ご質問ある方は以下の問合せ先までご連絡ください。

令和４年度文部科学省第２次補正予算（案）について（地域中核・特色ある研究大学の振興）

https://www.mext.go.jp/content/20221108-mxt_sanchi01-000025865_1.pdf

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度第７回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和４年度化学物質審議会第３回安全対策部会・第 222 回審査部会及び第 229 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合の開催について　　11 月 18 日

＜環境省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00795.html

＜経済産業省　2022 年 11 月 11 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47927

○ 第一部【公開※1】

（１）　一般化学物質のスクリーニング評価等について

（２）　その他

○ 第二部【公開※1】

（１）　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）新規対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について

（審議予定物質：ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びその塩）

（２）　その他

※１　第一部及び第二部においては、YouTube 配信を行います。傍聴を希望される方は、「傍聴方法」記載の YouTube

チャンネルでライブ配信を御視聴ください。
○ 第三部【非公開※2】
（1） 新規化学物質の審議について
（2） その他
※2 新規化学物質の審査等に係る企業情報が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあるため、非公開とします。
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　11 月 25 日
＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zYAuRJs1J7ylQRBY
・総合資源エネルギー調査会　第６回省エネルギー・新エネルギー分科会水素政策小委員会　資源・燃料分科会アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会　合同会議　　11 月 16 日
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48114
1. 水素・アンモニアの商用サプライチェーン支援制度について
2. 効率的な水素・アンモニア供給インフラの整備について

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年 11 月 14 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会（オンライン会議）資料
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7aAOZLsVB5yFYbBY
１．いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報の取扱いについて
２．その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）
＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7aAOZLsVB5yFf7BY
（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（2）新型コロナワクチンに関する副反応への対応について
（3）HPV ワクチンについて
（4）その他
・第 15 回「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合の配布資料を掲載いたしました。　　11 月 11 日
＜文部科学省　2022 年 11 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmuadaczUmXp3bI
1. 「もんじゅ」廃止措置第１段階の燃料体取出し完了について
2. 「もんじゅ」廃止措置第２段階に向けた準備状況について
3. その他
****

[8] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***
・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-bQacK8BE4iRdmRY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xYgmTJM9L7StShhY

・（仮称）いすみ沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00784.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、宮崎県日向市（野鳥国内 20 例目））
＜環境省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00029.html
・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（疑似患畜、和歌山県白浜町）
＜環境省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00005.html
・和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本

部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221111.html
・岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 11 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221111_9.html
---

◇*その他*

・国立大の電気代、補正予算などで支援へ　200億円の負担増予測受け
＜朝日新聞　2022年11月11日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCC6VYRQCCUSPT00J.html
　電気料金などの光熱費の高騰で大学の研究に悪影響が出ている問題で、政府が特に影響が大きい国立大の財政支援に乗り出すことを決めた。今国会で審議される補正予算案に約100億円を計上。さらに運営費交付金の配分を見直して約50億円を捻出する。
　ウクライナ危機や円安の影響による光熱費の高騰で、国立大では多くの電気を使うスーパーコンピューターを一時停止するなど、研究に影響が出始めている。通常は年約70億円の東京大の電気料金は100億円に、同20億円弱の名古屋大は最大40億円に膨れあがる見込みで、今後、影響が深刻化すると指摘されていた。
　このため文部科学省は9月、86ある国立大に研究や教育への影響の状況を確認。このままの状況が続くと、計約200億円の負担増になると判明した。
　これを受け、同省は予算の確…

・学生の食費・教材費支援で大学に助成、物価高受け　日本学生支援機構
＜朝日新聞　2022年11月11日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCC6DVLQCCUTIL02Y.html
　物価高を受け、日本学生支援機構は11日、学生の食費や教材費を支援する大学や短大などに、1校あたり最大100万円の助成を行うことを発表した。
　円安やウクライナ情勢の影響で物価高が進んでおり、一部の大学では経済的に困窮する学生の支援を始めている。そうした取り組みを後押しする狙い。助成規模は約18億円で、学生1人あたりの支援額は1万円を上限とするよう求めるという。
　12月から支援する大学を募集し、来年1月以降、順次交付する。予算額に達した時点で受け付けを終了する。

・「出世払い型奨学金」本格的返済始まる年収　“目安は 300 万円”
＜NHK　2022 年 11 月 12 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221112/k10013888771000.html
卒業後の所得に応じて支払う「出世払い型奨学金」をめぐり、文部科学省の検討会議は、本格的な返済が始まる年収の目安を 300 万円とする考えで一致しました。国は、財源なども踏まえて詳細な制度について検討する方針です。
「出世払い型奨学金」は在学中の授業料を国が立て替え、学生は卒業後の所得に応じて支払う新たな制度で、政府は再来年度から、まずは大学院での導入を目指しています。
その方向性を議論する検討会議が 11 日に開かれ、本格的な返済が始まる年収について、出席した委員らは 300 万円を目安とする考えで一致しました。
一方、この年収に達するまでは毎月 2000 円を納付するのが適当だという意見が多数を占めました。
また、対象の学生については、子どもがいる場合などを除き、仕送りなどを含めた本人の年収が 299 万円以下とすることについても一致しました。
検討会議は、来月 15 日の次回に提言を取りまとめる方針で、文部科学省は、財源を踏まえて詳細な制度について検討する方針です。

・大学統合で運動部も合併?　ライバル同士で悩んだ新たな部の答え
＜朝日新聞　2022年11月12日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCB64KVQBSPLZU00C.html
　4月に開学した大阪公立大（公大）。大阪府立大（府大）と大阪市立大（市大）のそれぞれの強みを生かした統

合、と「大人」は言います。ただ、運動部の学生にとって、レギュラーへの道が厳しくなる部の統合はつらいもの。苦悩しつつ、工夫もしつつ、新たな部を築こうとしています。

この春発足した、公大サッカー部。部員は約80人。市大の出身が6割、府大の出身が4割だ。

キャプテンの十河立希（そごうりつき）さん（22）と、副キャプテンの柏木完太さん（22）は、統合前から2年間、運営を話し合ってきた。

大学統合の話を聞いたとき、市大の十河さんも府大の柏木さんも、戸惑った。

市大は監督を置かず、すべて部員で考える。府大は監督を招き、指導を受ける。そのスタイルにお互いプライドがあったからだ。

どちらを取るか。2回生だった十河さんと柏木さんは、同学年を3人ずつ集めて、何度も話し合った。

そして結論が出た…

********** 以上 **********